

第 1 編

知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向

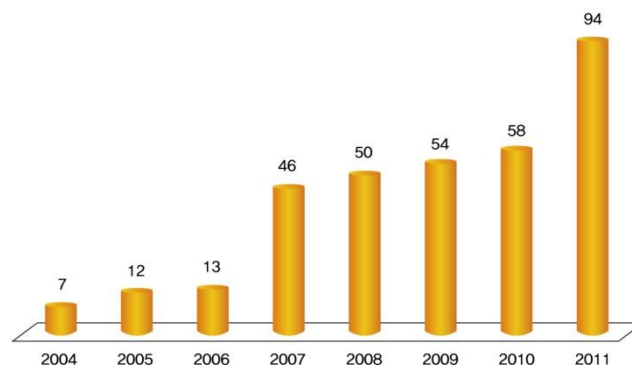
企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

1. 概観

2011年4月米国カリフォルニアのサンノゼ(San Jose)連邦地方裁判所で始まったサムスンとアップル間における知的財産権の紛争は昨年世界9カ国13の裁判所に拡大・本格化したことで、特許はもちろん外観デザインやユーザー環境、アイコンの形などの知的財産を保有する企業が産業主導権の確保に有利であることを国内外企業のみならず一般国民も認識できるきっかけとなった。

保有する特許を活用する上で製品やサービスは供給せず、ライセンス交涉及び訴訟を通じて特許権のみ行使するNPEs(Non Practicing Entities)の活動も持続的に増加しているため、韓国企業に対する訴訟も増えつつある。特に、グローバル市場で様々な製品を発売しているIT及び自動車分野の大企業に対する訴訟が80%以上を占めているものと分析されている。

＜図 I－1－1＞年度別NPEsの韓国企業に対する訴訟提起の状況



このようにかつて研究開発による副産物または技術を保護するための防御手段としての資産として認識された知的財産が、もはやビジネスの玉の必須条件であり、ライセンス、売却、訴訟、ベンチャー投資など独自の収益を生み出す核心資産として看做されている。

韓国政府もこのような国内外における政策環境の変化に積極的に対応し、個人と企業の知的財産が効率的に創出－保護－活用され、新しい成長エンジンを生み出し、最終的には経済的な付加価値と雇用につながる知的財産生態系を造成するべく取り組んできた。

まず、一昨年確定された「第1次国家知的財産基本計画(2012～2016)」による年次別施行計画を樹立し、37の部処・自治体が同時に知的財産戦略を推進した。また、特許庁主導の下で、知的財産権国際紛争に対応できる専門人材など企業と市場で求められる知的財産人材を体系的に養成するための「第2次国家知的財産人材養成総合計画(2013～2017)」と、韓国企業の国際知的財産権紛争を予防する同時にその被害を最小限に抑えるための紛争段階別対応策である「国際知的財産権紛争動向及び対応方法」も関係機関と共同で発表した。

一方、国民と政府がともに知的財産戦略を国家的なアジェンダとして本格的に推進することを対外的に宣言するために「知的財産大国元年宣布式」を開催し、70余りの関係機関及び産業別団体を網羅する広範囲の連携とコミュニケーションの場である「国家知的財産ネットワーク(KIPnet)」を構築した。そして、江原道を始めとして全国を巡回する「知的財産フォーラム」を開催し、知的財産権に対する開かれた討論文化の拡散を図り、さらには地域現場のニーズが知的財産政策に積極的に反映できるようにした。

2. 国内動向と知的財産政策の推進方向

2008年金融危機の後、低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、2010年度以後国内特許、商標出願は持続

的に増加傾向にある。

2012年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計396,379件で2011年371,116件に比べて6.8%増加し、そのうち特許の場合前年比5.2%増加し188,305件が出願され、産業財産権及び特許出願の件数はともに世界4位の水準を維持している。

これは世界経済の不確実性による暗い経済展望にもかかわらず、企業が研究開発(R&D)など未来志向の投資を通じて新技術とブランドを先取りしようとする努力の結果であると分析できる。

＜表 I－1－1＞韓国における産業財産権出願の推移

(件、())は前年同期比増加率%)

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2009	163,523	(△4.2)	17,144	(△1.5)	103,433	(3.4)	57,903	(2.0)	342,003	(△0.8)
2010	170,101	(4.0)	13,661	(△20.3)	108,324	(4.7)	57,187	(△1.2)	349,273	(2.1)
2011	178,924	(5.2)	11,854	(△13.2)	123,814	(14.3)	56,524	(△1.2)	371,116	(6.3)
2012	188,305	(5.2)	12,422	(4.8)	132,517	(7.0)	63,135	(11.7)	396,379	(6.8)

韓国特許庁に出願されたPCT国際出願は毎年持続的に増加しているが、2012年は11,869件で2011年10,412件に比べて14.0%増加し、出願件数において米国、日本、ドイツ、中国の次に多かった。また、外国人のPCT国際調査申請件数の増加を受けて2012年度PCT国際調査報告書の作成件数は29,705件で前年比29.2%増加となっている。

これは海外で特許権を確保するための韓国企業、研究所、大学などの持続的な努力、韓国特許庁の審査品質に対する国際的な評価の向上、PCT国際出願説明会の実施、主要出願企業への訪問及び専用ホームページの運営などを通じた支援努力が功を奏したためであると分析できる。

<表 I-1-2> 主要国における産業財産権の出願状況

<主要国の産業財産権の推移>

(千件、前年比増加率%)

区分	2009	2010	2011	増加率
中国	1,807	2,294	2,907	26.7
米国	838	878	933	6.3
日本	500	499	489	△2.0
韓国	342	349	371	6.3
ドイツ	191	193	196	1.5

* 出処：各国年報

<主要国PCT国際特許出願の推移>

(千件、前年比増加率%)

区分	2010	2011	2012	増加率
米国	45,029	49,060	51,092	4.1
日本	32,150	38,874	43,656	12.3
ドイツ	17,568	18,851	18,755	-
中国	12,296	16,402	18,614	13.5
韓国	9,669	10,447	11,846	13.4

* 出処：WIPO国際動向報告書(2013.3)

2011年度GDP及びR&D投資対比内国人の特許出願件数は世界1位で、量的な面で特許生産性は世界最高水準を維持している。但し、R&D投資対比特許生産性の面で中国が韓国にほぼ近づいていることがわかる。

<図 I-1-2> 主要国の特許生産性



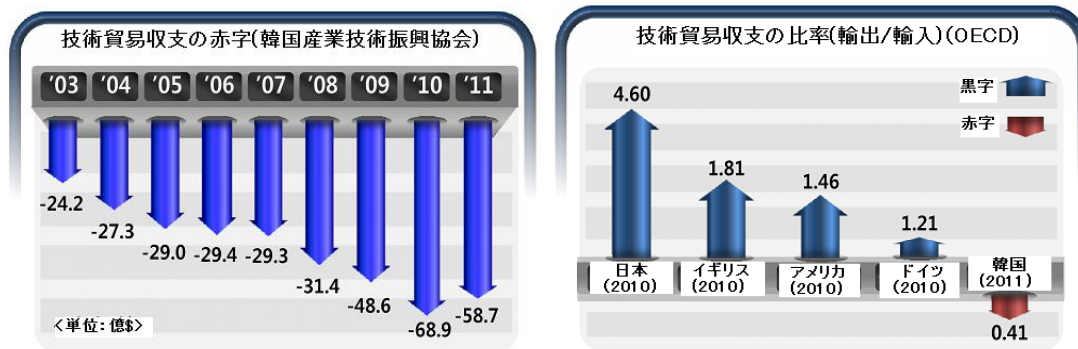
GDP10億 \$ 当たり内国人の特許出願
件数(2012、WIPO)



R&D100万 \$ 当たり内国人の特許出願
件数(2012、WIPO)

このような産業財産権の量的成長にもかかわらず、産業財産権の活用度がわかる技術貿易収支はその赤字規模が未だに増加傾向にあり、技術貿易収支比率はOECD国家のうち最下位圏に属している。

<図 I - 1 - 3> 韓国の技術貿易の現状



技術貿易収支の推移(2012年、国科委)

技術貿易収支の比率(輸出/輸入)
(2012年、OECD)

そこで核心・源泉技術とそれに基づく知的財産を確保するためには政府の戦略投資及び支援のみならず、一般国民の知的財産に対する認識を高めることで創造力を基盤とする雰囲気を国全体に拡大する必要がある。

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

顧客協力局 国際協力課 技術書記官 パク・ヨンジュ

1. 概観

知的財産の重要性は日増しに大きくなりつつある。伝統的に強力な知財権制度を展開してきた先進国はもちろん、かつて知的財産制度に対して拒否感を示していた多くの新興国も自国の状況に適した知的財産政策を先を争って展開しつつある。知的財産が貿易と本格的に連携し始めた1990年代から変わり始めた貿易環境もこのような新興国の変化を触発した原因の一つとして説明できるが、何よりも知的財産に基づく創造経済にシフトしなければ持続可能な成長は不可能であるという認識が国際的に広がっているためであるという説明がより説得力を持っているように見える。

知財権を巡る貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。WTO/TRIPS体制が発足した直後、先進国は途上国に対してTRIPS協定の完全な履行を集中的に要求してきた。すなわち、知財権と関連する貿易圧力のフォーカスは途上国の制度と慣行の改善を通じて知財権の保護水準を高めることに当てられていた。しかし、新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、先進国が掌握していた核心市場に新競争の雰囲気を感じられるようになった。かつて単純な模倣者または追跡者に止まっていた新興国が新たに競争者として浮上したのである。グローバル企業はこのような挑戦に対応するため、知財権を活用して後発走者の市場参入を封鎖する方法を用いているが、最近国際的な特許紛争、知財権侵害に基づく水際措置などが増えていることが代表的な事例と言える。また、特許を直接実施せずライセンスングや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバルな特許紛争の量産を加速化する要因となっている。同時に、先進国は知財権の二国間または多国間自由貿易協定を通じて途上国に対して既存のTRIPS協定の知財権保護水準を超える新しい水準の知財権保護を求めるようになったが、これをTRIPSプラスアプローチと呼んでいる。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかうとする国家間の競争と努力はWIPOとWTOなど多国間協議の舞台でも展開されている。自国の利益が投影された国際知財権規範を作るために各国が取り組んでいる中、先進国と途上国間、そして各地域グループ別利害関係の対立も益々激化している。先進国は容易に知財権を取得させることで知財権の裾野を広げつつ権利者の保護を強化しようとしているが、一方途上国の場合は開発アジェンダを通じて簡単に技術移転が出来るようにすると同時に、途上国が強みを持っている伝統知識と遺伝資源の保護を強化するために力を入れている。

各国の知財権法制の改善分野において2012年は注目を集めた1年であった。米国は2011年通過されたAIA法が計画とおり履行できるよう関連規定の改正作業を進める一方、大規模な説明会を開催してAIA法が定着できるように細心の注意を払った。このような努力によって米国は特許庁が開庁して以来180年を超える歴史の中で初めてデトロイトに地域事務所を開所し、15のAIA施行規則を確定・発効した。

EUは40年間余りにわたって議論してきたEU統合特許制度の導入に対して2012年ついに結論を出した。EUは各国別に異なっている特許制度を統合して知財権関連の手続きを単純化すると同時に、取得と訴訟費用を大幅削減することを主な目的とする単一EU特許及び統合特許裁判所の発足法案で合意した。言語問題をめぐって最終的に出席しなかったスペインとイタリアを除いて、EU加盟国25カ国が参加する同法案が2014年から発効することで、EUは域内の知財権競争力が大きく向上すると期待している。

中国もまた大規模な知財権法制の整備が予告されている。2012年8月に発表された中国専利法(特許法)の改正案は司法機関と行政機関による二重の保護体系を構築することで知財権の保護水準を一層高める計画である。職務発明に関する告示(案)を通じて職務発明に対する褒賞を強化することで、知財権創出により友好的な環境を作るための取り組みも展開している。また、商標法の改正案には色彩、音商標など新しい商標制度を導入することと、著名商標の認定要件を緩和すると同時に侵害者に対する処罰を強化する規定が含まれている。2013年度法案通過を計画している中国はこのような一連の法制度の整備を通じて知財権に基づく知識社会に跳躍する戦略を実行してい

るのである。

比較的に知財権の保護に消極的であったインドとブラジルなど新興経済大国も知財権戦略を整えつつある。インドは政府内に知財権国家革新委員会を設置したことに続いて、2012年「国家知的財産戦略計画樹立のための草案」を発表した。この草案を通じてインドは国際基準に適した知財権法制を整った後、知財権の創出と活用を強化するというロードマップを提示した。また、急激なグローバル化及び技術の進歩によってインド社会が知識集約的な社会へとシフトしつつあるため、これをバックアップするためには政策上の努力が必要であることを明示した。ブラジルもまた特許審査の滞積を解決し、ブラジル内における知財権に対する認識を高めるための努力を強化していくと宣言した。また、PCT、マドリッド、ヘーグなど知財権国際シスムの改善に積極的に参加する計画があることも表明した。

各国の知財権競争は産業財産権出願の大幅な増加という結果をもたらした。特許の場合、2012年全世界の出願は約195万件と大きく増加しているが、これは各国の審査待機物量の滞積と審査処理期間の増加をもたらした。全体出願のうち約40%が複数の国家に共通して出願される重複出願であると推測できるため、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するため動き始めている。2007年に初めて導入された特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway、PPH)制度はこのような国家間審査協力(Work Sharing)が具体的な成果につながった代表例である。2012年末基準で韓国は米国、日本、中国を含む11カ国と特許審査ハイウェイを実施しているが、これは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると大変有用な制度と評価できる。

国家間審査協力の必要性はIP5という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は80%を上回っている。すなわち、5カ国知財権協力の成果は実質的に世界知財権規範を左右できる影響力を持っている。2007年米国のハワイで5カ国の特許庁長官が史上

初の会合を開いて以来2012年コルシカで開かれた第5回IP5特許庁長官会合に至るまで5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。特に、第5回IP5特許庁長官会合で「グローバル特許審査情報システム」の構築に合意したことは大きな成果と言える。出願人が自分の国際出願を一つのポータルを通じて管理でき、各国の特許庁審査官は外国特許庁の審査情報を一目で確認できるシステムの構築に合意したのである。IP5特許庁が審査協力に止まらず知財権制度の調和と国際的な知財権システムの改善に共同で取り組むことに同意しているため、IP5協力が国際知財権システムの発展により大きな意味を持つと見られる。

2. 国際動向及び対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が求められる。

何よりも海外知財権保護環境の改善に努力を傾ける必要がある。韓国企業の国際的な競争力を高めるためには、海外で迅速かつ便利に獲得できるよう支援する一方、取得済みの権利は安定的に保護が受けられるように国際的なネットワークを構築することが必要である。そのため、特許審査ハイウェイ対象国家とPCT特許審査ハイウェイ対象国家を持続的に拡大する一方、主要国と審査品質の国際的な標準化に向けた協力も並行する必要がある。また、韓国企業が多く進出している中国、新興国の知財権当局と協力を深めることで現地における安定的な知財権保護に向けた基盤作りにも力を入れなければならない。FTAなどを通じた新興国、途上国との貿易交渉を通じて海外知財権保護に向けた基盤作りの努力が求められる。

グローバル知的財産システムの改善に向けた取り組みにも積極的に参加する必要がある。WIPO、WTO、APECなど各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に貢献することで、グローバル知的財産システムがユーザーに優しい方向に改善できるようにしなければならない。特許法の調和、PCT制度の改善、商標・デザイン分野国際条約への加盟、デザイン法条約の採択などがこのような

努力が求められる代表的な分野である。

最後に、知財権模範国家として先進国と途上国間に存在する知財権格差(IP-Divide)の解消にも関心を持たなければならない。特許庁の優秀な審査人材を活用して外国の審査支援及び代行要請に積極的に対応し、特許情報システムの海外進出を通じて途上国の特許情報化事業の支援も強化していく必要がある。また、国際的な知的財産シェアリング事業を拡大し、特許技術を活用した適正技術の普及、途上国の農村地域のための1村1ブランド活動の拡散、WIPO韓国信託基金を活用した支援事業なども充実に推進していかなければならない。

第2章 特許行政の戦略体系

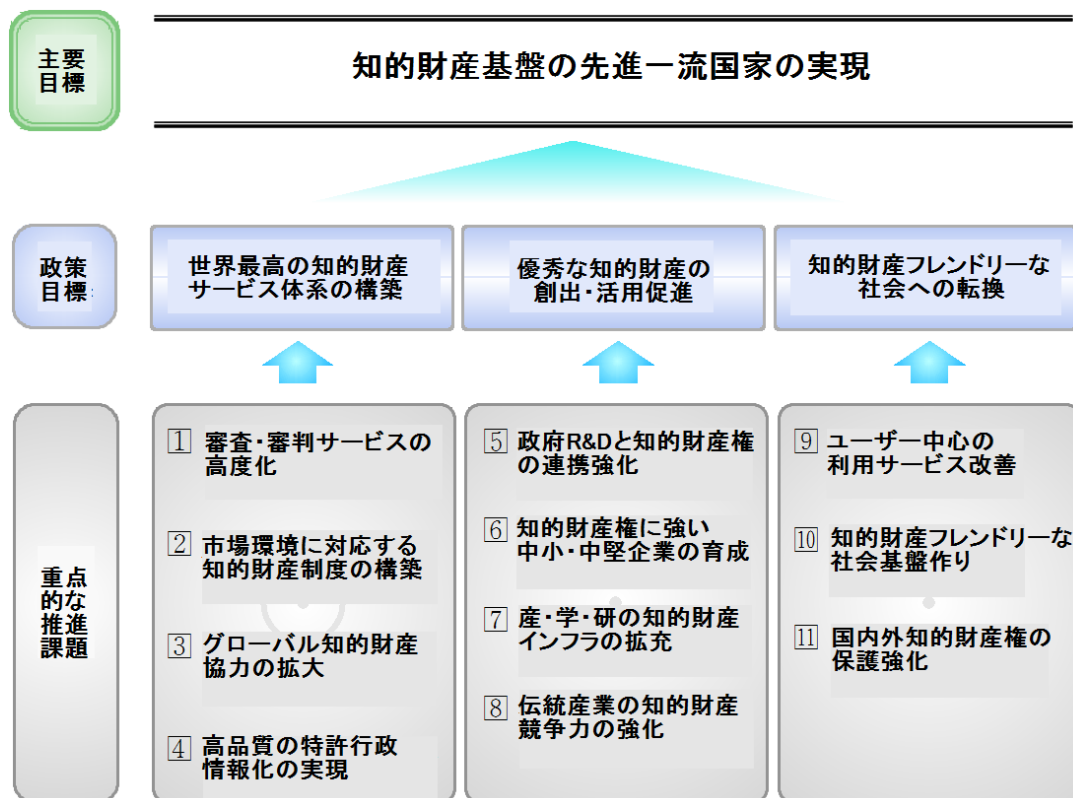
第1節 特許庁のビジョン

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

今や世界は新技術、デザイン、ブランドのような知的財産が国家と企業の競争力を左右しているため、このような知的財産を先取りするための国家間、企業間の競争が激しさを増している。そこで、米国、日本、ヨーロッパ、中国など主要先進国は核心・源泉・標準特許の確保に国の力を集中させる一方、政府レベルの知的財産保護政策を力強く推進している。

特許庁はこのような国内外の環境変化と多様な政策顧客のニーズなどを反映し、先進一流国家の建設に貢献できるビジョンと政策方向などを設定している。

<図 I-2-1> 2012年度業務推進方向



第2節 ビジョン達成のための政策方向及び重点的な推進課題

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

1. 世界最高の知的財産サービス体系の構築

迅速かつ安定的な知的財産権の確保は企業の投資に対する意思決定や技術商用化に直結するため、特許庁は審査・審判処理期間の短縮と審査品質の向上など審査・審判サービスを高度化すると同時に、市場や顧客のニーズの変化とグローバル知的財産規範を反映した知的財産権制度を構築するために取り組んできた。一方、主要先進国との知的財産分野における協力を強化しつつ最貧国・途上国に対する知的財産シェアリング事業を拡大することで知的財産分野のG5としてのプレゼンスを高めた。また、特許行政情報システムを高度化し、民間に対する知的財産情報サービスの提供を拡大した。

2. 優秀な知的財産の創出・活用促進

増えつつある技術貿易収支の赤字を改善するためには、将来マーケットをリードする競争力を備えた知的財産権の創出を促進し、創出された知的財産権が経済的・産業的に高い付加価値を作り出せるようにすることが喫緊の課題である。そこで、特許庁は知的財産権と研究開発との連携を強化する一方、大学・公共(研)及び中小・中堅企業の知的財産能力を強化するために力を入れてきた。まず、政府が推進する研究開発の全過程において知的財産権情報を分析・提供することで重複投資を未然に防ぎ、核心・源泉・標準特許の創出を促した。また、知的財産を基盤とする有望な中小企業がグローバル競争力を持つ企業として成長できるようコンサルティング、金融連携などを支援し、IP-R&D連携戦略が民間に拡散できる基盤を構築した。そして、大学・公共(研)が企業のニーズを反映した効率的な研究開発を行い、創り出された知的財産権が企業に連携できるよう取り組んだ。

3. 新知的財産社会への転換

中央責任運営機関である特許庁はユーザーに優しい様々な特許行政サービスを提供・運営する一方、知的財産を通じて韓国経済をリードしていく知的財産専門人材の養成、クリエイティブな発明人材の早期発掘・育成などを推進した。また、商標権特別司法警察隊を通じてオン・オフラインで模倣品の取締りを強化し、韓国企業の国際知財権紛争に対して紛争段階別にオーダーメイド型支援を行うため努力した。